

## 武蔵野市地域防災計画の修正方針(案)

### (1) 防災基本計画や東京都地域防災計画等との整合性

国の防災基本計画の他、令和5年5月に修正された東京都地域防災計画(震災編)や令和7年5月に修正された東京都地域防災計画(火山編)など、国及び東京都が作成した各種計画との整合性を確保する。

特に、本市の減災目標について、東京都が令和5年度に東京都地域防災計画(震災編)のなかで新たに設定した減災目標に合わせた修正を行い、東京都と一体的に各種防災対策事業を推進していく体制を整備する。

### (2) 武蔵野市第六期長期計画等との整合性

武蔵野市第六期長期計画、各種分野別計画及びその他の計画等の更新状況を踏まえ、その内容を反映するとともに、市の体制や各種協定の締結状況、各種事業の進捗状況等を漏れなく本計画に落とし込む。

特に本市においては、直近で耐震改修促進計画や上下水道耐震化計画が策定・改訂されている他、令和7年度に雨水管理計画が策定予定であるなど、市の防災・減災対策に関する計画文書が更新されている状況であり、各事業の効果的な推進のため計画間の連携に留意しつつ修正作業を進める。

### (3) 新たな災害想定への対応

東京都が作成した「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川洪水浸水想定区域図」や、市が作成する「雨水出水浸水想定区域図」による新たな浸水想定地域の指定に伴い、風水害編の災害想定を修正する。

また、国が公表した「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」における基本方針や、国際基準である「スフィア基準」に基づく避難所の体制整備を重要な視点として、既往災害対応の検証結果等を現行の計画に反映する。

### (4) 要配慮者への配慮

上記(1)～(3)の方針を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)への避難支援や啓発活動、避難所の体制整備に関して充実化を図る。

なお、具体的な計画文書の作成に当たっては、要配慮者対策や避難所運営を所掌する部・班及び関係者等の意見を取り入れるものとする。

### (5) 災害時医療体制の整備

吉祥寺エリアにおける(吉祥寺南病院の診療休止に伴う)緊急医療救護所の再設定や、専門的医療を行う医療機関の体制整備に関する検討結果を反映し、災害時地域医療体制の実行性を担保する。

(6) 実効性の高い防災体制の構築

発災時における本計画の実行性の向上を目的とし、災害時の組織体制及び訓練等の予防対策の充実に関する検討を行う。

(7) 災害時の DX 推進

市は、MCA 無線による関係機関との情報連携体制の構築のほか、むさしの防災・安全メールをはじめとした市民への情報提供手段の整備を行ってきた。

一方で、東京都が整備している東京都災害情報システム(DIS)では、東京都との連絡調整のほか、避難所や被害に関する状況管理を行っており、東京都が令和7年3月に運用を開始したキタコン DX では、帰宅困難者一時滞在施設との連絡調整、帰宅困難者への情報提供等を実施することが可能となっている。

また、内閣府(防災担当)が令和7年4月に運用開始した「B-PLo(新物資システム)」を用いて、災害時の物資要請や、物資調達・輸送までの調整・管理を東京都及び国と一体的に実施することとなっている。

これらの、防災 DX の動向を計画に反映するとともに、本市における情報通信機器の見直しについて費用対効果のバランスを図りながら検討を行う。

(8) 計画の圧縮

本計画は、震災編・風水害編・火山噴火降灰編・大規模事故対策編の4編からなるが、これまでの修正に伴う内容増加に伴い、検索性や保守性(内容更新時のメンテナビリティ)が低下していた。

そのため、必要な記述へ手間なくアクセスできるよう、記載内容の簡略化や従来の編単位で作成データを分けるなどの分冊化の検討を行う。